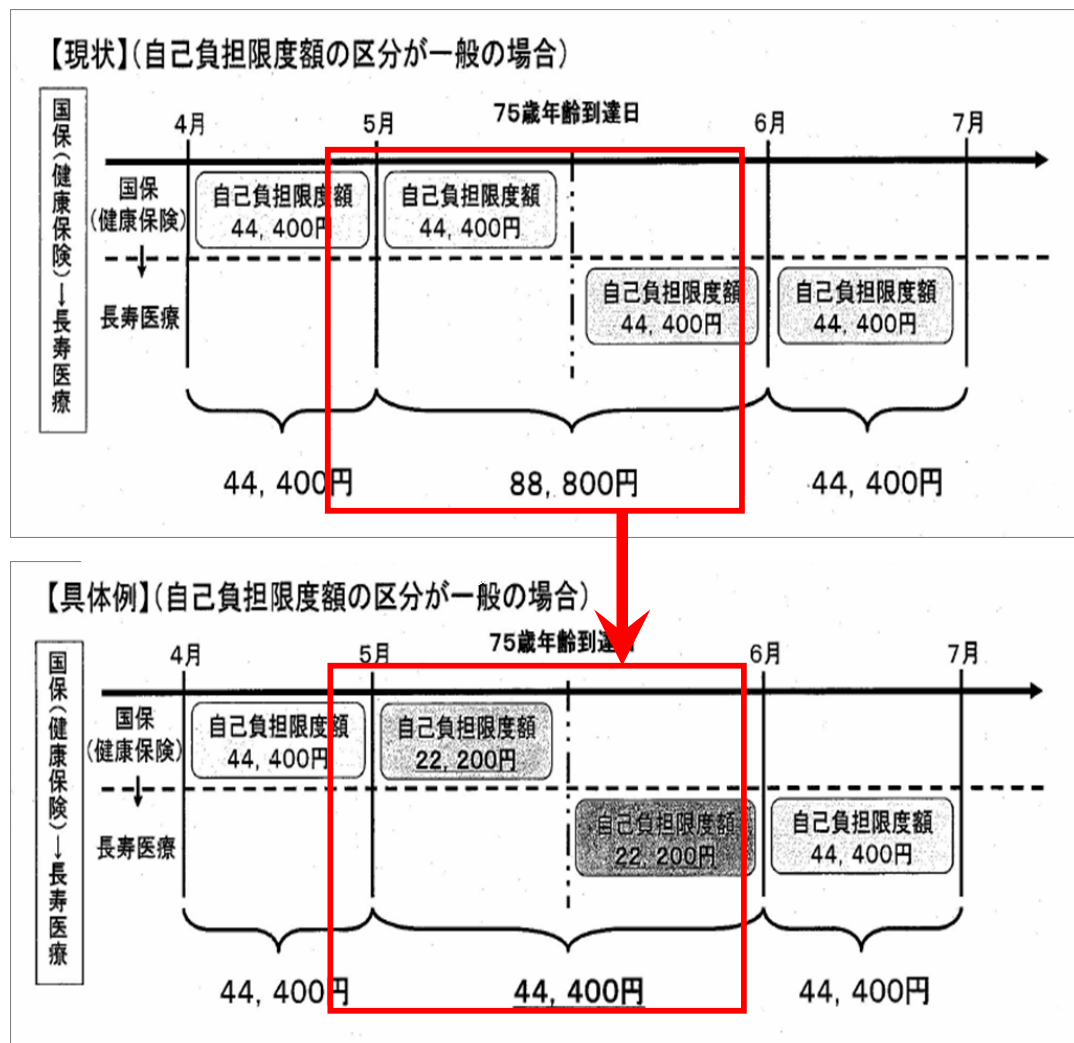


厚生省「第30回医療保険部会」

75歳誕生月の自己負担額に関する見直し策を説明

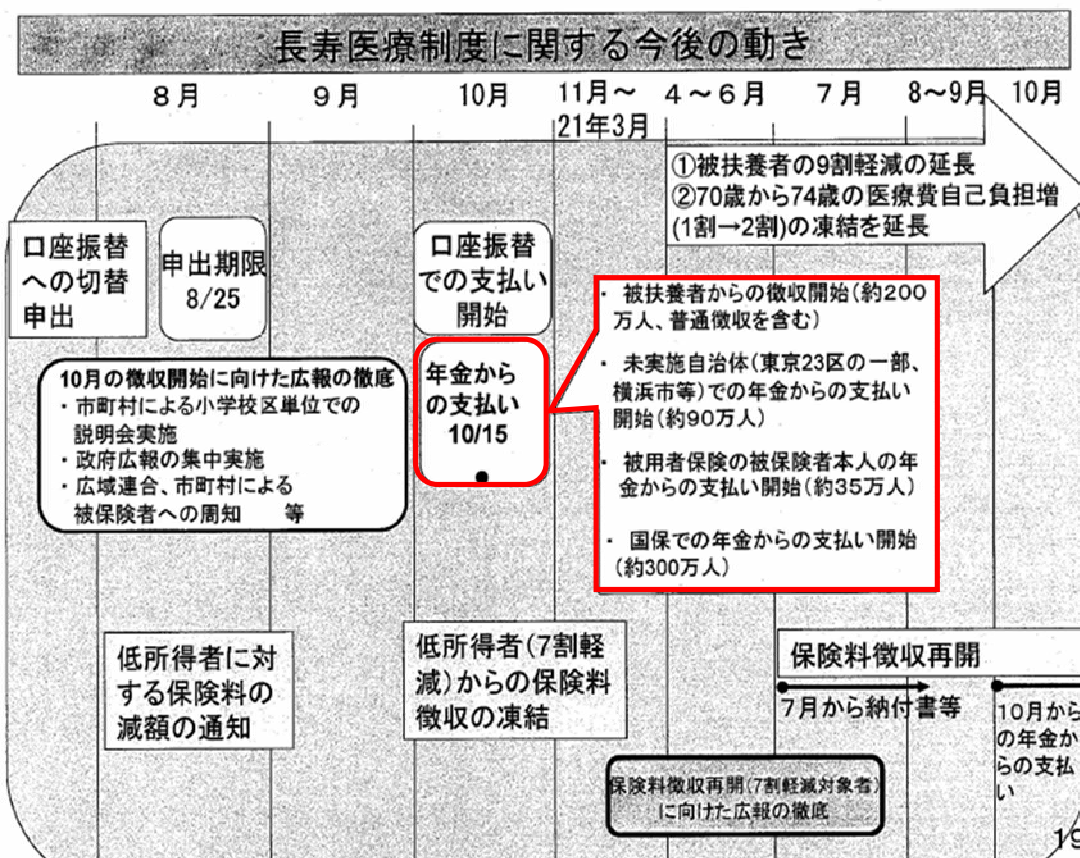
厚生労働省は9月12日の社会保障審議会・医療保険部会で、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に新たに創設する「75歳到達月における自己負担限度額の特例」について説明した。

国保や健保に加入している被保険者は、75歳の誕生日を迎えた日から後期高齢者医療制度に切り替わるが、医療費の自己負担はそれまで加入していた国保や健保の自己負担限度額と、後期高齢者医療制度の自己負担限度額の両方を負担することになり、限度額が2倍になる問題があった。2009年1月から施行予定の「75歳到達月における自己負担限度額の特例」では、誕生日前に加入していた国保や健保の自己負担限度額と後期高齢者医療制度の自己負担限度額を、誕生月に限ってそれぞれ2分の1にすることで、自己負担額が増えないようにする。



▲医療保険（国保や健保など）と後期高齢者医療制度の自己負担限度額をそれぞれ2分の1にする

同日の部会では、後期高齢者医療制度に関する今後のスケジュールも提示した。



保険料徴収が凍結されていたサラリーマンの被扶養者など約 625 万人が、10 月 15 日から新たに保険料の年金天引きの対象となる。これに伴い、厚労省は、8 月から 9 月上旬にかけて市町村によるきめ細かな住民説明会を実施してきたが、さらに、9 月下旬から 10 月上旬にかけて、新聞折り込み広告やテレビ・ラジオ等での広報活動を実施するとしている。